

# 総合福祉交流センター（厨房・喫茶室）営業希望者の募集要領

総合福祉交流センター内の厨房及び喫茶室（ソーダファウンテン）使用を希望する者に対し、次の募集要領を定める。

## 1. 営業場所

にかほ市平沢字八森 31-1

総合福祉交流センタースマイル内の厨房及び喫茶室（ソーダファウンテン）

## 2. 営業日および営業時間

にかほ市と協議の上、決定とする。

## 3. 施設設備

【使用料】 公有財産価格及び路線価の変動により変更されます。

※参考（令和5年度）年額 401,757 円

【施設面積】 厨房 38.25 m<sup>2</sup> + 喫茶室 71.00 m<sup>2</sup> = 合計 109.25 m<sup>2</sup>

※施設内を改造する必要がある場合は、市長の許可を得た後、使用者の負担で行うことができる。

## 4. 設備使用

①原則として備品及び厨房機器は使用者が準備する。ただし、市が設備した備品・厨房機器については使用を許可するが、補充はしない。

※使用を終了する時は、市が設備した備品及び設備は返還する。

②電気・ガス・水道については、子メーターにより使用料を支払うものとする。

## 5. 営業内容

飲食提供（アルコール類の提供は不可）

## 6. 決定方法

審査（プロポーザル方式）により決定とする。

広報周知

【市役所窓口】 令和5年12月15日申請書類設置

【市ホームページ】 令和5年12月15日更新

【広報にかほ】 令和6年1月15日号へ掲載

募集期間

令和5年12月15日～令和6年1月22日午後5時まで

現地説明会

令和6年1月23日午前10時 会場：総合福祉交流センター

企画書提出期限

令和6年1月26日午後5時まで

選定結果通知

令和6年1月31日（郵送にて通知）

## 7. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 食品衛生法に基づく飲食店営業許可等、必要な許可を有している。又は、本事業において必要な営業許可等が受けられる見込みがあること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) にかほ市において、指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 納税義務者にあつては、国税又は地方税に滞納していない者であること。

## 8. その他

- ・施設利用者の要望に応えるため、施設管理者（健康推進課長）は、経営、料金、料理等について指導・助言が行うことができる。
- ・総合福祉交流センターの修繕や改修、事故等により、営業を一時休止しなければならない場合においても、市へ営業損失補償を求めることはできないこととする。
- ・厨房に隣接する「食堂」スペースは、混雑時に一時的に使用することはできるが、市の事業や行事が行われる場合は、使用できないこととする。
- ・その他、この要領で定めのない事項や疑義が生じた場合は、市と使用者の協議により決定する。